

消防予第 112 号  
平成 26 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査（第 3 回）の結果について

標記については、平成 25 年 12 月 24 日付け消防予第 489 号により照会し、回答いただいたところですが、この度、平成 26 年 1 月 31 日を基準日とした調査結果（以下「第 3 回フォローアップ調査結果」という。）を別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

第 3 回フォローアップ調査結果において、何らかの消防法令違反があるものについては、緊急調査（平成 24 年 8 月 15 日報告分）では、797 施設中 549 施設（68.9%）が占めていたところ、第 3 回フォローアップ調査結果では 600 施設中 267 施設（44.5%）にまで減少しております。

しかしながら、屋内消火栓設備、自動火災報知設備の未設置などの重大な消防法令違反や、消防用設備等の一部未設置などの違反が未だに改善されていない施設も残されている状況にあります。

つきましては、第 3 回フォローアップ調査結果において違反が改善されていない施設について、当該施設を管轄する消防機関においては、引き続き建築部局等の関係機関と情報共有を図り、違反のある施設への連携した改善指導を実施していただきますようお願いいたします。

また、当該施設における消防法令違反の改善状況の報告については、今後、下記のとおりとすることとしましたので、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知するようお願いいたします。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものです。

### 記

#### 1 重大な消防法令違反がある施設について（23 施設）

重大な消防法令違反が認められる施設については、当該施設を管轄する消防本部に別途調査依頼を行い、今後の対応予定や改善状況等を確認することとします。

#### 2 重大な消防法令違反以外の違反がある施設について（244 施設）

1 に該当するもの以外の消防法令違反が認められる施設については、当該違反が改善され次第、都道府県を通じ、以下により担当者あてメールにて報告すること。（報告のない施設は、違反が継続しているものとして取扱います。）

- (1) 該当する施設における消防法令違反の全てが改善された場合に随時、報告すること。
- (2) 報告の様式は、第3回フォローアップ調査の様式（エクセルデータ）を用いること。  
 なお、様式に複数の施設がある場合は、改善された防火対象物が分かるように記載すること。
- (3) 報告を行う際のメールの件名については「【〇〇県〇〇市消防本部】第3回フォローアップ調査結果に基づく改善報告について」とすること。
- (4) 該当する施設が廃業した場合や、改修等により現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合することになった場合等は、対象から除外する必要があるため、その旨を報告すること。

### 3 その他

- (1) 第3回フォローアップ調査結果以外の消防法令違反が認められない施設について、その後に実施した査察等により新たに違反を覚知した場合は、報告の必要はないが、それぞれ適切に違反処理を行うこと。
- (2) 2の報告を踏まえた消防法令違反の改善状況については、従前のフォローアップ調査結果と同様、定期的に都道府県等に情報提供することを予定していることから、都道府県及び消防機関においては、違反が改善された場合等の報告漏れがないよう留意すること。

#### 【調査結果概要と比較】

##### ○ 消防法令違反のある施設数

	緊急調査結果 (H24年8月15日報告分)	フォローアップ調査 (第3回) 結果 (H26年2月14日報告分)	フォローアップ調査 (第3回) 結果/当初調査時の施設数ベース (参考)
調査対象施設数（棟数）	797	600※1	797
何らかの消防法令違反があるもの	549 (68.9%)	267 (44.5%)	267 (33.5%)
重大な違反があるもの※2	47 (5.9%)	23 (3.8%)	23 (2.9%)

※1 調査対象施設数は、廃業等によるものを除く。

※2 重大な違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

# ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査(第3回)結果【項目別】

別添

平成26年2月14日報告

○調査結果概要	今回調査 (H26年2月14日報告)	緊急調査時 (H24年8月14日報告)	フォローアップ調査(第3回)結果/ 緊急調査結果
調査全数	600 対象	797 対象	
何らかの消防法令違反があるもの	267 対象	549 対象	33.5%
重大な違反があるもの	23 対象	47 対象	2.9%

※ 調査については、棟単位で実施したものを。

※ 重大な違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

## ○規模別施設数

延べ面積	施設数	割合
300㎡未満	8	1.3%
300㎡以上500㎡未満	52	8.7%
500㎡以上700㎡未満	98	16.3%
700㎡以上1,400㎡未満	219	36.5%
1,400㎡以上2,100㎡未満	82	13.7%
2,100㎡以上	141	23.5%

## ○消防法令違反の状況

調査項目	義務施設数	違反施設数	違反率	違反処理等の状況			
				行政指導	警告書の交付	命令書の交付	
消防用設備等	消火器具	600	41	6.8%	41	0	0
	屋内消火栓設備	327	65	19.9%	58	7	0
	スプリンクラー設備	33	8	24.2%	8	0	0
	自動火災報知設備	595	109	18.3%	102	7	0
	消防機関へ通報する火災報知設備	484	42	8.7%	38	4	0
	非常警報設備(器具)	493	47	9.5%	45	2	0
	避難器具	334	37	11.1%	37	0	0
	誘導灯	600	94	15.7%	91	3	0
	その他の消防用設備等	248	16	6.5%	14	2	0
防火管理	防火管理者	599	13	2.2%	12	1	0
	消防計画	599	30	5.0%	29	1	0
	消防訓練	599	151	25.2%	149	2	0
防災規制	600	79	13.2%	76	3	0	
消防用設備等点検結果報告	600	74	12.3%	72	2	0	
防火対象物点検結果報告	252	60	23.8%	58	2	0	
避難上必要な施設等の管理	600	38	6.3%	37	1	0	
その他の消防法令違反	600	43	7.2%	39	4	0	

## ○消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	327	20	45	ホースの耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	33	0	8	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	595	4	105	感知器の一部未警戒

# ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査(第3回)結果【都道府県別】

都道府県	施設数	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施			消防用設備等点検結果報告		
		義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率
北海道	4	3	1	33.3%	3	2	66.7%	4	2	50.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
青森県	14	8	0	0.0%	2	1	50.0%	13	3	23.1%	14	3	21.4%	14	1	7.1%
岩手県	12	10	0	0.0%	0	0	0.0%	12	0	0.0%	12	0	0.0%	12	0	0.0%
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
秋田県	6	1	0	0.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%	6	0	0.0%	6	1	16.7%
山形県	3	2	2	100.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
福島県	39	34	11	32.4%	2	0	0.0%	39	13	33.3%	39	19	48.7%	39	10	25.6%
茨城県	7	5	0	0.0%	0	0	0.0%	7	4	57.1%	7	2	28.6%	7	3	42.9%
栃木県	16	14	6	42.9%	2	1	50.0%	16	6	37.5%	16	2	12.5%	16	1	6.3%
群馬県	5	3	0	0.0%	0	0	0.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%
埼玉県	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
千葉県	10	7	2	28.6%	0	0	0.0%	10	4	40.0%	10	5	50.0%	10	2	20.0%
東京都	30	10	1	10.0%	0	0	0.0%	30	0	0.0%	30	1	3.3%	30	1	3.3%
神奈川県	19	6	3	50.0%	0	0	0.0%	19	2	10.5%	19	2	10.5%	19	0	0.0%
新潟県	3	3	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
富山県	5	2	0	0.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
石川県	5	3	0	0.0%	2	2	100.0%	5	1	20.0%	5	2	40.0%	5	1	20.0%
福井県	4	2	2	100.0%	0	0	0.0%	4	2	50.0%	4	1	25.0%	4	0	0.0%
山梨県	16	11	3	27.3%	0	0	0.0%	16	5	31.3%	16	6	37.5%	16	3	18.8%
長野県	38	19	7	36.8%	2	1	50.0%	35	13	37.1%	38	16	42.1%	38	8	21.1%
岐阜県	43	33	2	6.1%	2	0	0.0%	43	2	4.7%	43	0	0.0%	43	0	0.0%
静岡県	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
愛知県	6	5	4	80.0%	0	0	0.0%	6	3	50.0%	5	1	20.0%	6	1	16.7%
三重県	17	11	4	36.4%	1	0	0.0%	17	4	23.5%	17	11	64.7%	17	5	29.4%
滋賀県	1	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
京都府	8	5	0	0.0%	0	0	0.0%	8	3	37.5%	8	4	50.0%	8	1	12.5%
大阪府	50	27	1	3.7%	1	0	0.0%	50	3	6.0%	50	7	14.0%	50	1	2.0%
兵庫県	13	7	0	0.0%	2	0	0.0%	13	1	7.7%	13	1	7.7%	13	2	15.4%
奈良県	11	10	1	10.0%	1	0	0.0%	11	2	18.2%	11	2	18.2%	11	2	18.2%
和歌山県	16	12	2	16.7%	1	0	0.0%	16	0	0.0%	16	3	18.8%	16	2	12.5%
鳥取県	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
島根県	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
岡山県	12	5	1	20.0%	0	0	0.0%	12	2	16.7%	12	0	0.0%	12	2	16.7%
広島県	23	9	0	0.0%	3	0	0.0%	23	0	0.0%	23	6	26.1%	23	2	8.7%
山口県	21	6	0	0.0%	0	0	0.0%	21	0	0.0%	21	0	0.0%	21	0	0.0%
徳島県	3	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
香川県	4	2	0	0.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
愛媛県	9	2	2	100.0%	0	0	0.0%	9	2	22.2%	9	5	55.6%	9	2	22.2%
高知県	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	2	66.7%	3	0	0.0%
福岡県	27	8	3	37.5%	0	0	0.0%	27	9	33.3%	27	8	29.6%	27	0	0.0%
佐賀県	4	3	1	33.3%	1	0	0.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
長崎県	17	4	0	0.0%	1	0	0.0%	17	2	11.8%	17	5	29.4%	17	5	29.4%
熊本県	8	5	2	40.0%	0	0	0.0%	8	3	37.5%	8	8	100.0%	8	0	0.0%
大分県	19	9	1	11.1%	0	0	0.0%	19	4	21.1%	19	5	26.3%	19	4	21.1%
宮崎県	11	2	0	0.0%	0	0	0.0%	11	1	9.1%	11	3	27.3%	11	1	9.1%
鹿児島県	6	3	1	33.3%	1	1	100.0%	6	2	33.3%	6	2	33.3%	6	1	16.7%
沖縄県	24	12	2	16.7%	6	0	0.0%	24	6	25.0%	24	13	54.2%	24	9	37.5%
合計	600	327	65	19.9%	33	8	24.2%	595	109	18.3%	599	151	25.2%	600	74	12.3%